

第31回那珂市下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 令和2年11月24日（火） 午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 那珂市役所 本庁舎2階全員協議会室
3. 出席者 委員18名 事務局8名
4. 欠席者 委員2名
5. 審議会内容

発言者

内容

事務局

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ございます。

本日の司会進行をさせていただきます、下水道課の猪野と申します。
よろしくお願いいたします。

まず、最初に2点ほどご報告事項があります。

1点目は先日の郵送の件でご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。今後は気を付けてまいりたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

あと、もう1点ですが、本日の会議につきましては議事録を起こす都合上、マイクを使ってご発言いただければ幸いです。お手元近くにマイクがございますので、紫色のボタンを押して、ランプが付くのを確認してから、ご発言していただければ、録音することができますので、終わりましたら、もう一度押せばランプが消えますので、お使いいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、開会にあたりまして、事務局から、本日の出席状況をご報告いたします。よろしくお願いいたします。

事務局

本日の出席状況をご報告いたします。

委員総数20名に対し、本日の出席者は18名ですので、『那珂市下水道事業審議会設置要綱』第6条第2項に規定する定足数（過半数11名

以上) に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは続きましては勝山会長より、ごあいさつをいただければと思います。
よろしく願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。
 コロナの第二波ですかね、8月の第二波が落ち着きつつあるという状況で少しずつ落ち着きつつあるという状況で、ここにきて、また第三波、前回は上回る勢いになっております。
 このような中でこの審議会にご集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
 今年はですね、残っているのは2月に開催するという話を伺っておりますので、2月前の大事な会議の席でございますので、忌憚のないご意見をいただきまして、私の挨拶とさせていただきます。
 よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
 ここで、議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。すでに郵送でお届けしておりますので、「配布資料一覧」をご覧くださいと思います。
 すでにお手元の方にお届けしております、資料1「合併処理浄化槽設置補助見直しについて」、資料2「公共下水道全体計画見直しについて」、同じく地図等の別添資料1、各地区の地図がございます。
 それと資料3として「令和元年度下水道事業決算状況」がございます。
 また、その他に今日、机の上に前回の審議会の際にお配りした時点の公共下水道区域図をつけております。お持ちの方がおりましたら同じものですので、どちらかを使っていいただければと思います。
 もし不足のある方がいらっしゃいましたら、お声掛けください。
 よろしいでしょうか。なければ次に進めさせていただきます。

 ここからの進行は、『那珂市下水道事業審議会設置要綱』第6条第1項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、勝山会長に議長をお願いいたします。
 よろしく願いいたします。

会長 規定により、議長を務めさせていただきます。
委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事にご協力をお願いいたします。
なお、審議会は公開により行いますので、あらかじめご承知おきください
ますようお願い申し上げます。
それでは、議事に入ります。
「(1) 合併処理浄化槽設置補助見直しについて」を議題といたします。
事務局からご説明をお願いします。

事務局 下水道課長の金野です。どうぞよろしくをお願いいたします。説明を私
の方からさせていただきます。着座にて失礼いたします。
合併処理浄化槽設置補助見直しについてでございますけど、資料1に
なります。5ページ程になりますけど、説明の前に見直しの趣旨につい
てでございますけど、現在進めています公共下水道全体計画の見直しに伴
いまして、生活排水処理を市内全域において適切に行う観点から合併処
理浄化槽の設置に係る補助制度については設置推進に寄与する市独自の
補助内容に拡大する必要があることから見直しをするものでございま
す。

それでは資料1の1ページをお願いいたします。

最初に合併処理浄化槽補助状況についてご説明いたします。

合併処理浄化槽は①処理性能が高い、②設置コストが安い、③地震に
強い等の特徴があり、今後の役割は大きく、新設が禁止となった単独処
理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換が優先課題となっている。

このようななか、国では単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換に
ついては、設置費用の4割相当を助成対象とし、国、県、市町村が各々
三分の一が負担している。合併処理浄化槽設置費補助となります。

国は単独処理浄化槽からの転換を促進していることから、平成24年
度より単独処理浄化槽撤去に係る費用相当額を国が三分の一、県三分の
二が負担しております。単独処理槽撤去費補助となります。

更なる単独処理浄化槽からの転換を加速することを目的として、単独
処理浄化槽を撤去した場合のみ適用される宅内配管工事費補助が令和元
年より新設されました。国、三分の一、市、三分の二が負担しており
ます。宅内配管工事費補助。

その補助内訳としまして、下段の表にまとめております。

1 番目の表は補助事業の内訳でございます。2 番目ですけれども、現行補助制度についてを表したものです。補助があるものをマル、補助がないものをバツで表しています。この表からも単独処理浄化槽からの転換のみが補助上乘せ状況であることが読み取れるかと思えます。

一番下、3 番目ですけれども、現行補助の最大額を表しました。単独処理浄化槽からの転換と汲み取り槽からの転換では、大きな差が生じているのが現状でございます。

この1 ページでは現状の補助について説明させていただきましたけれども、次のページでは新設補助の必要性について説明させていただきたいと思えます。

次ページをお開きください。

新設補助の必要性についてでございます。

当市における生活排水ベストプランは、公共下水道及び農業集落排水による汚水処理としていることから現在進めている公共下水道全体計画見直しに伴い、合併処理浄化槽区域となった方々が生活排水処理を適切に行えるよう合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度については、設置推進に寄与する市独自の補助内容を拡充する必要があります。

当市においては、汲み取り槽が一定数存在することや放流先の確保が課題となっていることから、補助制度を検討することが不可欠です。

合併処理浄化槽への転換は、個人の負担が大きいことが課題であり、転換しようとする動機付けが乏しいことから転換が進まない大きな要因でもあるが、昨年度より宅内配管工事費補助を新設したことにより今年度の転換者は急速に増えており、汲み取り槽世帯への動機付けとして新設補助は非常に有効である。

公共下水道事業認可区域の整備は少なくともあと6 年を要することから、汚水処理人口普及率向上のためには、未計画地区における合併処理浄化槽への転換が必要不可欠である。

このようなことから次に独自補助の新設について説明させていただきたいと思えます。

宅内配管工事費補助単独20 万円です。

こちらにつきましては、公共下水道全体計画見直し作業より、当市における未計画地内の単独処理浄化槽人口2,624 人と汲み取り槽人口3,578 人の転換が今後の普及率向上には必要となるが、当市においては、汲み取り槽人口が単独処理浄化槽人口を上回っており、国の制度

にある宅内配管工事費補助については、単独処理浄化槽の撤去が条件となることから、不均衡が生じている。

このため、個人負担を軽減するよう補助を拡充するものです。続きまして敷地内処理装置設置費補助5万円です。

合併処理浄化槽の放流においては、道路側溝のない地域と不均衡が生じており、敷地内処理装置の設置が必要な方を対象に宅内配管工事費補助に上乘せする。

敷地内処理装置ですけれども、現行の宅内配管工事補助30万円ではその設置費用にも該当となっております。しかしながら、本市における浄化槽設置申請中約7割の方が敷地内処理であることから個人負担が大きくなるのが現状であります。この負担を少しでも減らし、合併処理浄化槽の転換の動機づけとなる補助として捉えております。

適用についてでございますけれども、合併処理浄化槽の転換の場合、適用とする。新設、及び、更新は適用外とさせていただきたいと思えます。ここでちょっと飛びますけれども、5ページの方をご覧いただきたいと思えます。

事業スキームの方を作成しております。補助額の記載等、例として個人負担のイメージを図化しております。

ケース1ですけれども、中段になりますけれども、汲み取り槽からの転換の場合を現行から今回、新たに設けた補助を充てることで個人負担がどれだけ軽減されるかというイメージ図を作成しております。

現行では本体の設置補助のみとなりますけれども、宅内配管工事費補助単独を充てた場合、さらに敷地内処理装置設置費補助を充てた場合の三段階で表しました。

下段のケース2ですけれども、現行の転換補助に加え、敷地内処理措置設置費補助により、更なる個人負担軽減が図れるイメージ図となっております。

こちらの例2ですけれども、そもそも現行での補助があるのに上げすぎではとの疑問が生じると思えますが、先ほど単独補助の新設で説明させていただきましたが、敷地内における処理が7割あることから本市の排水先の確保問題である道路側溝がないことが読み取れ、多くの方が敷地内での処理を余儀なくされている。このことから個人負担が大きくなっている現状があり、上書きについては必要だと考えております。

どちらのケースにおいても、転換に対する動機づけとして必要かつ、有効な施策であると考えております。

戻りまして3ページの方をお願いいたします。

近隣市町村の汚水処理人口普及率をまとめてみました。

上段です。県南地域においては茨城県霞ヶ浦水質保全条例により、窒素、リンを除去する高度処理型浄化槽の設置が義務付けされていることから県央、県北の市町村をとりまとめております。

一番上段が那珂市になりますが、一番右側に汚水処理人口普及率がありますが、那珂市においては83.3%となっております。

茨城県全体では85.6%と、県平均を若干下回っておりますけれども、44市町村中23番目と、真ん中の位置づけとなっております。

この表をご覧くださいながら、次の中段になりますけれども、合併処理浄化槽の有効性について説明させていただきます。

隣接の水戸市、東海村、城里町では汚水処理人口普及率は9割を超え、下水道と農業集落排水を併せた普及率は当市より高い状況です。

ひたちなか市は、下水道と農業集落排水を併せた普及率は当市とほぼ同等でありますけれども、合併処理浄化槽を加えると概ね9割となっている状況です。

また、常陸大宮市や常陸太田市では、下水道と農業集落排水を併せた普及率は当市より低い状況ですけれども、合併処理浄化槽による普及率が非常に高く、汚水処理人口普及率の底上げを担っている状況です。

以上、下水道や農業集落排水の整備が遅れている市町村では、合併処理浄化槽の設置によって汚水処理人口普及率をカバーしている状況であり、合併処理浄化槽が非常に有効であることが読み取れます。

次に、補助の見直しにより、転換促進による今後の汚水処理人口普及率の目標ですけれども、令和5年度が公共下水道事業認可期間であることから、少なくとも令和5年度末の汚水処理人口普及率が90%を超える、現在の公共下水道事業認可区域の整備が終わる時期には92%を超え、こちら令和8年度末の数値ですけれども。

以上、目標達成には単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換が毎年90基必要となっております。この目標に向けた予算について次のページで説明させていただきたいと思っております。

4ページの方をお願いいたします。

令和3年度、補助転換予算でございます。

合併処理浄化槽を転換補助90基、単独処理浄化槽からの転換を

60基、こちらは今年度の補正予算を鑑みた基数となっております。

汲み取り槽、単独処理浄化槽撤去からの転換30基ですが、新たな補助による汲み取り槽からの転換を見込んでおります。

敷地内処理浄化槽設置補助60基ですが、浄化槽補助申請の処理数の取りまとめをみると、敷地内にて処理されている方が申請の7割いることから60基としております。

合併処理浄化槽からの転換補助としましては、事業費6,054万円、一般財源としましては、3,038万円となります。

なお、この転換に係る補助は市の重要政策でもありますので、去る11月19日に行われました庁議において承認をいただいております。来年度から実施をしたいと考えております。

この90基は転換に係る補助ですので、今回の資料には計上しておりませんが、新設としては50基を予定しております。

転換分が90基になっておりますけれども、新設を上回る予算を来年度は計上したいと考えております。

今年度の状況ですけれども、転換の方が新規を初めて上回っている状況でございます。今日現在での申請状況ですけれども、新規は54基、転換は57基、合わせまして111基の申請がございます。

最後になりますけれども、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

令和3年1月から2月にかけて説明会を行います。合併処理浄化槽補助の見直しにつきましては次に説明します公共下水道全体計画見直しと直結するものでございますので、同時開催を行う予定でございます。

詳しくは次の公共下水道全体計画の見直しについてで説明させていただきたいと思っております。

3月に入りまして、産業建設常任委員会に予算上程、補助要綱の改正、補助拡大の周知としましては、下水道未計画区域の方にはダイレクトメールの発送を行いたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から説明がございました下水道全体計画の見直しに伴いまして合併処理浄化槽関係の補助の改革といいますか、那珂市はどうしても平坦な地の上なものですから、排水先確保が中々できない、排水路に接続していないような場所で、宅内処理の部分についても、補

助を拡充したという説明でございましたけれども、ただいまの説明について、何かご質問等があれば、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

委員 はい。

会長 はい、どうぞ。

委員 ちょっと確認したいのですが、このトイレを汲み取り式から水洗式にすることについてです。行政サイドとしてはそのメリットがどのようにあるのか、お聞きしたいのですが。

会長 事務局の方でお願いします。

事務局 住宅を建てる時にはですね、今はもう合併処理浄化槽か公共下水道、農業集落排水というふうな形で水洗化が義務付けられておりますけど、平成12年以前はですね、建物を建てるにあたりましては、特にその制限はなかったのですが、それ以降についてはそういう制限がついてございます。

それ以前に建てられた方については汲み取り槽世帯というのはまだ残っている状況ですけれども、汲み取り槽世帯といいますと、トイレもそのままですので、バキュームカーが来て汲み取っていく状況ですけれども、かつ生活排水、例えばお風呂の水、台所の水をそのまま放流という形になりますので、どうしても水質環境が非常に悪化される状況でございますので、そちらが改善されることによって、地域の生活環境が非常によくなる。

例えば、藪蚊の発生もなくなっていくという状況になりますので、非常にこれはよいことですので、我々としては公共下水道の整備に中々時間がかかっていくという状況もありますので、合併処理浄化槽、今、非常に機能もいいですので、こちらの促進というか、推奨している状況でございます。

委員 はい、わかりました。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 その他、ご質問等がございましたらば。

委員 はい。この単独浄化槽が撤去というのが条件となっていますけども、4、50年前の家はそれぞれ敷地も広くし、後ろの、表か西側か北側に浄化槽を埋めていたのですけれども、今の現況を見ますと、だいたい西側、北側は隣との境界が1.5メートルぐらいしかない。とても機械が入って、単独浄化槽を壊すというのが無理な状況が結構仕事柄あるのですけれども、それでもやはり撤去をしなくても綺麗に掃除して埋め戻せば多少の補助金が出てもいいのかなと。

丸々壊すとなると、塀も障害が出てきますし、また住宅の基礎も弊害がでえますから、もろもろリフォーム、そういうトイレ関係、水回り関係、仕事柄そういうのも1つ考えてみたらどうなのかなと思います。

事務局 はい。資料の1の1ページの方をちょっとご覧になっていただきたいと思うのですけれども、真ん中の現行補助制度、マルバツで書いてあるところがございます。

こちら宅内配管工事費補助の、一番右側の方でいきますと、転換の方でマルというのが、単独浄化槽を撤去した場合の方のみ補助が出ている状況ですけれども、こちら、今、ご質問、ご指摘があったところでいきますと、単独処理浄化槽が中々撤去できない場所があるのだ、という話ですけれども、こちらにつきましては、この新たに補助を拡充した宅内配管工事費補助単独20万円について、2ページの方お願いいたします。

2ページの表の一番上ですね、2つある表の上でございますけれども、そちらについて今の現況と新しくしたことについてのマルバツを表示させていただいております。

単独処理浄化槽を撤去した場合には先ほど説明しましたマル、30万の補助が出ていますけれども、撤去しなかった場合につきましては、マルコメと書いてありますけれども、市の単独としまして20万円の補助は出していこうと考えております。

委員 はい、わかりました。

会長 はい、よろしいでしょうかね。

その他、ご意見等がございましたら。

副会長 はい。画期的な補助だと思うのですけれども、敷地内処理設置費 5 万円ですけれども、先ほどの説明でも 70%の方が結局、排水溝がなくて宅内処理だということで、この 5 万円というのは素晴らしいことだと思うのですけれども、どのようなことを想定してこの 5 万円という額を挙げたのか、ちょっと説明していただければありがたいと思います。

会長 事務局、お願いいたします。

事務局 やはり、我々、合併処理浄化槽の方を促進していきたい。
公共下水道、中々時間がかかっているところで、最初の質問にもありましたとおり、メリットはなにかというところでもありますけれども、やはり水質の向上というところでもありますので、合併処理浄化槽を推進していくにあたって、那珂市の現状として、やはり議会の方からも排水先の問題があるというご提言を伺ってはおりますけれども、その中で、我々も、分析というわけではないですけれども、申請状況を調べていくにあたって、また過去に平成 29 年度にアンケート調査を行った際も、現状分、だいたい 2 千人の方に送らせていただいた時の回答でも 65%の方が敷地内処理だという状況でした。
今回の申請でもここ数年を見ても、やはりこの数値は変わらないということもありますので、合併処理浄化槽の推進するにあたって少しでも個人負担の軽減ができないものか、ということでこの 5 万円の補助を計上した経緯でございます。

会長 よろしいでしょうか。

副会長 はい。

委員 それでは、はい。3 ページにですね、目標達成には単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換が毎年 90 基必要だということで、令和 3 年度予算は出ていますけれども、令和 4 年度以降は 90 基の目標がたっているのか、ただやっていかなくちやならないという数字なのか、そこら辺をお聞きしたい。

会長 はい、事務局。

事務局 はい、我々としても、この補助制度を見直すにあたりまして、当然、

市の重要政策でもあり、また、お金がかかっていくところでもあります。が、汚水処理人口普及率向上のため、補助の拡充を決めた次第でございますけれども、来年度は90基という形で計上していきます。また、令和4年度以降も同じような推移で予算化していきたいというふうに考えております。

会長 はい、ありがとうございました。
 その他、ご質問等はございませんか。
 なければ、次の全体計画の見直しについての説明をお願いします。

事務局 続きまして、引き続き、私の方から説明させていただきます。
 資料2の2になります。
 公共下水道全体計画の見直しにつきましては、資料4ページほどの資料になってございます。また、図面の方、別添で図面の方でございます。A4の図面とA3の図面となっております。
 今回、報告する内容でございますけれども、前回報告させていただいております浄化槽エリアを将来の土地利用の動向や人口の動態を加味した作業を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

 1番、公共下水道全体計画の見直しの目的と概要でございます。
 まず、目的でございますけれども、近年、人口減少や少子高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、公共下水道施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化してきていることや、地方財政が厳しい状況にあることから、公共下水道による整備の効率化を図ることが急務となっており、これら諸情勢の変化に対応し、持続可能な汚水処理システムを構築するため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要となっております。

 そのため、公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（単独処理）それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で、見直しを行うものです。

 概要ですけれども、公共下水道の整備には多額の事業費と期間を要することから、事業認可を受けている区域の整備は、令和8年度末の概成（地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、整備が概ね完了すること）を目指しております。未計画区域の整備時期については当面先となります。

 従って、全体計画見直し後の将来的に整備を行う区域においても、公

共下水道の整備を行うまでの間、暫定的に合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

なお、那珂市公共下水道全体計画の法定見直し（変更）でございますけれども、県流域下水道整備総合計画と整合させることから、令和5年度以降になりますけれども、今回の見直しは今後の公共下水道整備に係る指標となるものでございます。

2番、公共下水道全体計画の見直しの方針でございます。

効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を、適切な役割分担の下で計画的に実施していくため、以下の方針の基に見直しを行いました。

①です。時間軸の観点を含め、短期的（～令和8年度末）には事業認可区域の早期整備を図ります。

短期的な取り組みとして、現在整備中の区域の概成を目指すものでございます。

次に2番ですけれども、②、中長期的（令和9年度以降、15～20年）なスパンとしては、全体計画見直しにより公共下水道による汚水処理の概成を目指します。

なお、住民の意向等、地域ニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性の難易度、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、集落があり生活環境を保全する必要がある区域に縮小いたします。

次のページをお願いいたします。

3番、公共下水道全体計画見直し（案）の策定です。

全体計画の見直しに当たり、見直しの方針のもと、以下のフローのとおり作業を進めました。

ステップ1では全体計画、事業認可区域の検証をしております。

下段のステップ1、全体計画、事業認可区域の検証をご覧ください。公共下水道全体計画の見直しにあたり、既整備区域を検証する。人口密集地（住居系市街化区域）の整備がほぼ完了したが、市街化区域面積と全体計画面積及び事業認可面積に齟齬が生じていることから、ページ下のとおり、修正いたします。平成23年3月22日に市街化調整区域の逆線引きを行いました中里工業専用地域の13ヘクタール。瓜連市街地、平野台団地の法面、または瓜連市街地北側の急傾斜地34.4ヘクタール。合わせて47.4ヘクタールを縮小いたします。

次のページをお願いいたします。

ステップ2では、公共下水道か合併処理浄化槽区域の評価、判定を行

いました。

下水道処理区域の評価、判定には、国から示された策定マニュアル及び県ガイドラインに沿って進め、以下の①～③の評価・判定を踏まえて、公共下水道による区域か合併処理浄化槽による区域かを設定しました。

①として、基礎調査（人口動態、世帯数、浄化槽分布）です。

②としまして検討単位区域の設定。

未計画区域に対して、集合処理か、個別処理かを判断するために、検討単位区域を設定しました。

検討単位区域の設定にあたっては、これらの特徴や地形条件からの連たん性、集落の形態等、ここでいう地形の条件は集落の連たん性、企投、横断等、施工性の観点を含むことを考慮した上で、一定のまとまりとして設定しました。

③として、処理区域の設定ですけれども、検討単位区域毎に集合処理か、個別処理かを判定します。検討単位区域の計画人口・世帯数は、基礎調査のデータを用い、集合処理時の計画汚水量、個別処理時の浄化槽基数のもととしました。

このステップ2までの作業が前回、8月18日の下水道事業審議会において報告させていただいているところですが、今回は次のステップ3までの作業を行っております。

そのステップ3ですけれども、将来土地利用、関連計画、開発計画、市街地から1キロメートル圏内等の動向を加味しました。

ステップ2での評価判定結果を踏まえて、将来の土地利用の動向や人口動態を加味し、以下の区域を加えております。

①、現時点においては、単独処理と判定される区域であっても、関連計画等において、今後集合処理と判定することが見込まれる区域。こちらは関連計画がある区域となっております。

②、今後、大規模開発が計画又は予定している区域。具体的には那珂IC周辺整備区域や植物園になります。

③、市街化区域に隣接し、住宅需要が見込まれる区域。市街地から1キロメートル圏内の区域となります。

以上、ステップ1～ステップ3の検討内容を整理した、那珂市公共下水道全体計画見直し（案）は、次のとおりとなっております。

図面を元に説明したいと思います。A3の図面の方をお開きください。本日ですね、前回に配っております資料を皆さんのテーブルの上に置か

させておりますけれども、この前回の資料からステップ3の作業を経た図面が別添資料1という風になっております。

図面の中ですけれども、前回グレーだった部分をですね、黄色とピンク色に分かれております。

先ほど説明しましたステップ3を加味したものですけれども、黄色い区域が今回加味した中でもやはりどうしても縮小となる区域が黄色で塗られております。

また、ピンクの区域ですけれども、ピンクの区域については先ほどのステップ3を踏まえた上でいくと、下水道をこのまま引き続き整備した方がよろしいのではないかと考えております。

こちらの図面をさらにまた地域ごとにしたものがですね、A4の資料となっております。A4の資料ですけれども、29ページございますが、1つずつ見ていただければと思います。

1ページ目でございますけれども、まず、静地区ですね。

静地区におきましては上段部分の方ですけども、大変恐縮ですが市長がお住まいの北坪と言われる地区が黄色い地区となっております。

続きまして2ページ目が古徳地区になります。

皆さんの資料、両面となっておりますので、裏面となります。古徳地区の状況としましては、概ね整備していく地区となっております。

また、3ページ目が大賀地区となります。

大賀地区ですけれども、一部黄色い箇所がありますけれども、どうしてもそこを整備して向かっていくには、やはり費用的なもの、施工費的のものが出てしまうことがあり、一部地区については縮小となっております。

裏面、4ページですけれども、中里地区となっております。

こちら中里地区、先ほどちょっと説明させていただいた逆線ですね。中里の逆線区域と、あとは平野台の法面の部分を縮小していく状況です。

5ページです。5ページにつきましては額田南郷となっております。

このページではですね、白抜きのところで赤いマルと青いマルが点在しているところがありますけど、これは農業集落排水の方で整備している区域となっておりますので、こちらは農業集落排水の方で整備すると

いう形になります。

一部、額田南郷はどうしても黄色い縮小される区域が出てしまうところです。

6 ページです。裏面ですね。

6 ページの方につきましては、こちらは県民の森、茨城県植物園、那珂総合公園の辺りになりますけれども、先ほどのステップ3におきまして、②の大規模開発が計画されている区域のところ、ピンクのところは植物園がその区域として、ピンクとして残している状況です。

続きまして、7 ページですけれども、戸、戸崎、飯田、那珂総合公園のエリアとなっております。

青いところはもう供用開始されているところで、黄色いところですね、このところにつきましては農業集落の農用地でもありますので、公共下水道での整備というのは縮小させていただくところがあります。また、飯田地区についても一部縮小させていただくような形の計画でございます。

裏面8 ページですけれども、こちらも飯田地区となっております。

どうしても少しはずれたところにつきましては、黄色い縮小される区域が出てしまうのが現状でございます。

9 ページの方お願いいたします。

9 ページは飯田、那珂インター周辺になります。ピンクに塗ってあるところはですね、那珂インター周辺整備というところで、計画、大規模計画がございますので、大規模な開発が残っておりますので、ピンクという形で残してあります。しかしながら、黄色の地区につきましては、今回、縮小というところの形に相成っております。

裏面をめくっていただきまして10 ページでございます。

飯田、福田、那珂インター周辺、概ねピンクで塗られているところが那珂インター周辺という形で大規模な開発があるというところでのピンク色となっております。

11 ページ、お願いいたします。

こちら福田、飯田、豊喰地区でございますけれども、黄色の部分です

けれども、こちらは福田と豊喰地区、水農の近くでございますけれども、大幅に、大体のところは縮小される形のエリアとなっております。

12ページ、裏面ですけれども、こちらも豊喰地区ですね。

こちらにつきましても、同じ地域の中であっても、どうしても縮小される区域が黄色い区域の形となっております。

13ページの方お願いいたします。

13ページは福田と後台地区ですね。場所的には飯田線ですかね、線上にあります。どうしても一部縮小される区域が出てくるところでございます。

裏面14ページでございます。

福田と後台地区となっておりますけど、場所によっては縮小される区域がどうしても出てきてしまうところがございます。

15ページの方、お願いいたします。

福田地区になりますけれども、福田地区、この区域についてはこのようなピンクの色分けになっております。

16ページです。

また豊喰の方になりますけれども、118号、水戸寄りの部分につきましては大幅に縮小されるという計画となっております。

17ページお願いいたします。

後台地区でございます。水郡線を挟んで左右ありますけれども、東西一部バイパス沿いの方ですね、どうしても黄色い地区が出てしまう、縮小される区域が出てしまう状況でございます。あの、図面でも見ていただけるとおり、ちょっと集落が密集しているところ、まばらなところ、どうしても出ている状態となっております。

18ページですね。

裏面ですけど。こちらは中台と津田地区になります。

349バイパスのちょっと坂を下っていく途中のところを、左右の土地を、現状ではというところでもありますので、黄色い地区となっております。

19ページですね。

19ページについても中台と津田地区でございますけれども、こちらはどちらかというとその黄色の部分、こちらは木倉方面ですね。そちらの部分若干黄色いところが出てしまう状況でございます。

裏面20ページの方お願いいたします。

同じく中台、津田、後台地区ですけど、349バイパス沿いで、こちらは工業用水が入っている道路上の沿線で、こちらについてもまばらな状況の区域がありますので縮小されていくことになっております。

21ページお願いいたします。

後台、菅谷地区になります。菅谷地区の堀之内と後台地区ですけども、こういう状況で、どうしてもピンク、まばらなところがありますが、市街化区域から1キロメートル圏内でもありますので、こういう状況にさせていただいているところです。

22ページ、裏面ですけども、後台、菅谷地区になります。

こちらについてもピンクのところ、こちらやはり市街地の1キロメートル圏内というところありまして、住宅が密集しているところです。黄色のところはちょっと端の市街地で、1キロメートル圏内から離れているところで、やはりどうしても集落がまばらなところもございまして、このような状況で縮小させていく状況です。

23ページですけども、菅谷地区、寄居地区でございます。

このような形で、ピンクという形で、公共下水道で整備していくのが望ましいという形のエリアとなっております。

24ページ、裏面です。

菅谷と杉地区でございます。こちらにつきましても、杉の地区ですけども、杉の自動車学校がある付近の、市役所の北側の部分ですけども、このような色分けになる状況でございます。

続きまして25ページ。

福田と後台でございますけれども、後台のですね、JAの後台がある付近ですね。こちらについてはこのような色分けになってございます。

26ページですけれども、場所が飛びまして、平野、瓜連の中里地区になります。

こちらの黄色のところはですね、平野台の法面、団地の法面というところがほとんどでございます。これについても縮小となります。

27ページ、中里と平野でございますけれども、こちらも他のページで説明させていただいた逆線の部分と法面の部分の縮小の部分となっております。

また、ピンクの部分ですけれども、こちらについては市街地というところの1キロメートル圏内でございます、このような色分けをさせていただいております。

最終ページ29ページですけれども、杉、堤、横堀地区につきましても、ピンクというところでの計画とさせていただきます。

それでは、資料戻っていただきまして、3ページの方お願いいたします。ページ数は書いてはいないですけれども、1枚、2枚ほどの資料の中の2枚目の1番最初になります。

ステップ3の一番下のところすけれども、今の説明の中での面積結果の見直しによる面積を表で表わしております。

公共下水道全体計画の現行面積が3,257.8ヘクタール。対しまして、縮小される黄色の部分ですね。こちらが440.9ヘクタール、見直し後の面積でございますけれども、2,816.9ヘクタールとなります。

その内訳、市街化と調整区域の内訳ですけれども、市街化区域、現行が812.5ヘクタール、つきましては47.4ヘクタールの縮小。こちらは中里の法面と逆線部分の面積を加味したところを縮小すると、見直し後が765.1ヘクタール。一番下段、調整区域ですけれども、現行2,445.3ヘクタール。縮小後の部分を加味しますと、縮小部分が393.5ヘクタール。見直し後の市街化調整区域の面積は2,051.8ヘクタールとなる見込みでございます。

4ページをお願いいたします。

今後のスケジュールになります。本日、24日の下水道事業審議会、また来月7日には産業建設常任委員会に報告いたします。

来年の1月から2月にかけて住民説明会を開催したいと計画しております。この説明会ですけれども、各地区土曜日に開催する予定でおります。

1月16日の土曜日を皮切りに毎週土曜日、2月13日の土曜日まで5回連続して地区の整備をしていきたいと思っておりますけど、この書いてある地区、ふれあいセンターよこぼり、中央公民館、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーとなっておりますけれども、各施設のですね、空き状況を見ながら計画、その日にちを計画していきたいと思っておりますので、上から1月16日という形ではございませんので、まだちょっと日程の方はこれから各地区どういう風にするかというのは計画していきたいと思っております。

また、このスケジュールには記載してはおりませんが、1月の中旬から2月の中旬にかけて1か月間の期間を設けてパブコメの方も計画していきたいと思っております。コロナの懸念もありますけれども、今のところ、このスケジュールを進めていきたいと考えております。

2月下旬、下水道事業審議会の諮問ですけれども、こちらにつきましては今のところ、2月の18日木曜日か2月の19日金曜日、こちら両日のいずれかという形で今のところ考えております。3月上旬に庁議への付議をした後、産業建設常任委員会には下水道事業審会の答申報告を行ってきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明のありました全体計画の見直しについて、

各地区ごとですね、見直しされる部分、イエローの部分ですかね。そういうところの説明がございました。

このあとちょっと質問させていただくのですが、9ページ目ですね、一番分かりやすいのが9ページの図面の中ですね。排管計画ですかね、ポンプ場とか管路の図面等が出ているのですが。こういうものは最終的にこのまま見直すという形になるのですよね。

事務局

はい。図面中、9ページ。今、会長の方からもありました9ページでも黄色の地区のところにP、マルPというところがあるかと思うのですが、こちらのところについては、黄色の地区についてはそのまま縮小という形になるのでポンプは設置しないこととなります。

ただ、他のピンクのところについてもPというところもあるかと思うんですけども、今のところ全体計画の中では、ここが場所的に最適だろうという中でのPとなっておりますので、実際、実施にするにあたっては、若干の場所の変更等があるかと思えますけども、今のところ、全体計画に沿った形での位置付けとなっております。

会長

はい、わかりました。ありがとうございました。

その他、皆様の中で、最終的にですね、2月の審議会に向けて、この場での意見を集約させていただければと考えておりますので、実際にこれ、抜かれるといたしますか、見直しされる区域の方とすればですね、なんで、というのが出てくると思うんですけど、その辺を含めまして地元の皆様方、それから専門家の方々からですね、ご意見等をいただければというふうに思っていますので、何かありましたら、これを機会にぜひ申し上げていただければと。はい。

委員

今回、下水道の整備区域から外れる黄色の部分なのですけれども、この黄色の部分というのは既に今回外すというのが決まれば、これから未来永劫、合併処理浄化槽で行くという形での説明でしょうか。資料は暫定的に合併浄化槽についても推進していきますと書いてあるのですが。

事務局

はい。暫定的にという表現につきましては、そのピンクになったところ。まだまだ時間がかかる場所ですから、公共下水道に行くにはまだまだ時間がかかるので、ぜひともその補助を、合併処理浄化槽の補助も拡充しますので生活排水の改善というのをさせていただきたいというところでの暫定的という表現でございます

黄色のところにについては、公共下水道の見直しに伴いまして縮小となりますので、そこは合併処理浄化槽の区域という形で、縮小させていただきたいと思っております。

委員

それはいつ頃、下水道区域が決まるのですか。

事務局

今回の見直しにつきましても、基本的な手続きにつきましてはまだまだ先になりますけれども、今の状況、やはり、下水道はいつくるのだ、我々の地区はどうなるのだ、という色々な心配事、または合併処理浄化槽にはそういう性能があるんだけども公共下水道だって言われているので、そこまで待とうかなって言っている方もたぶんいらっしゃると思います

ますので、やはりどうしても今の状況、財政事情もございますけれども、今の全国的な流れとしましては下水道で全て行くのだという形ではなく、下水道の整備の費用的なこと、合併処理浄化槽の機能も向上していますので二分化した形での進め方が全国的な流れでございますので、黄色のところににつきましては、合併処理浄化槽という形になります。

会長 はい、ありがとうございました。
 その他、ご意見どうぞ。

委員 はい。公共下水道にですね。接続できる自宅のトイレを、接続できる環境があっても、それを接続するかどうかは、水洗トイレにするかどうかは、それは各世帯の判断によるものなのですよ。強制はしないということですよ。

事務局 はい、公共下水道でいきますと、下水道法という法律が一応、ございまして、その法律の中でいきますと、本来であれば下水道を整備したところ、供用開始をされたところについては3年以内に接続してくださいという法律がありますので、基本的には接続していただくというのが基本でございます。

会長 はい、ありがとうございました。
 その他、ご意見等ございませんか。

副会長 市民の方に非常に大切なこの住民説明会、5回に渡って開催されるのですが、市民の方にご案内をどのような形で考えているのか、教えてください。

事務局 確かに周知というのがなければ説明会を開催しても人が来ないのだろうというご心配やご懸念かと思えます。また、先ほど説明させていただいた日程等、各地区の日程等が、まずこれから空き状況を鑑みながら場所を、日にちを決定していきますので、場所はこの5つの地区であるというのを決めております。
 その周知についてはおしらせ版等でも流す、あとはホームページで流すという形で考えております。

副会長 例えば、関係する各委員にですね、何か個人的に配布するとかご案内

体計画が必要なのだかということを一一般の方に、ここは分かりやすい何か資料なり、図面なり、そういうものは必要ではないかと、そういう風感じております。以上です。

会長 はい、ありがとうございました。事務局の方から。

事務局 はい。貴重なご意見ありがとうございます。確かに我々行政側の立場ですから、ある程度知ってはいるところですが、一般の方、知らないことが多々ある。そのようなご懸念かと思いますので、その貴重な意見を参考にしながら、資料を作成していきたいと思っております。ありがとうございました。

会長 はい、その他、特になければ。
以上でよろしいですかね。

住民説明会への配慮の案件等の意見がございましたので、事務局におかれましては最大限、地元の方への理解が得られるようにという形で努力の方をお願いしたいと思います。

その他なければ次の3ですね、その他を見てください。

全体計画の流れですね、皆様方からご意見等がございましたら。

はい、どうぞ。

委員 すいません、議題とは関係ないと思うのですけれども、下水道の工事の件でちょっと要望といいますか、お聞きしたいのですけれども。

この図面で12の7番で青い表示の戸地区で今、下水道の整備をやっているかと思うのですけれども、その下水道工事が終わった後の舗装がですね。ちょっと凸凹なのですよ。

それで戸地区の立石の交差点の方から植物園の方に登るところ、ちょうど工事が終わったところだと思うのですけれども、非常に道路が段差があって、凸凹がそのままになっている。

こういう工事の、最終的な路面の舗装はどの辺、どの程度までやっていただけるのかと思ひまして、ちょっとあまりにも凸凹が激しいものですから。

立石の交差点から植物園の方まで上がる道路なのですが、坂のところなのですが。ちょっと気になったものですから、その辺のところは今後もそのような工事がどんどん進んでくるかと思うのですが、その辺の工事の仕方について、改善の余地があるのではないかと思ったのですから、

ちょっと要望ということで。

会長 はい、事務局。

事務局 下水道工事におきまして、地域の皆様方にご不便、工事中も通行止めになったりとか、工事が終わった後もそういう状況であるということで、本当に非常に申し訳ないところではございます。

舗装の復旧、今、ご指摘があったところにつきましては、センターラインがある道路でございまして、最終的にはセンターライン片側ですね。全部舗装し直すという計画でございますけれども、中々その部分どうしても深く掘って、整備したところではございますので、どうしてもある程度、通過交通によって、沈下され、圧密されるというところも工事したところはあって、舗装につきましては、今年度は去年やったところもありますけれども、今年もやっていることもありますので、来年度の舗装復旧という形で今のところ考えております。

どうしても危ないところについては舗装。今のところ、下がったところを後々という形で対応させていただいております。

ご迷惑をかけてごめんなさいです。

会長 はい、このまま放置するわけではないということで、ぜひご安心いただければと。

その他、なければ、事務局の方から何かございますか。

事務局 下水道課業務グループの鈴木と申します。令和元年度の下水道事業決算状況についてご説明させていただきたいと思っております。説明の方、着座にて失礼いたします。資料の方は、資料3番のカラーの円グラフ等が書いてある資料になってございます。

それでは私の方から、令和元年度の下水道事業特別会計並びに農業集落排水整備事業特別会計の決算状況について説明いたします。お手元の資料に記載しているとおり、今年4月からこれらの事業は公営企業に移行したことに伴いまして、令和元年度は3月31日に歳入歳出を打ち切る形での決算となっております。

それに伴い歳入及び歳出には例年に見られない状況がございます。

初めに、下水道事業の歳入総額につきましては、歳入23億6,047万3,565円でございます。繰入金が大幅増となっておりますが、

こちらの増加理由に関しましては、公営企業会計に伴い、下水道事業基金全額の3億6,662万2,479円を取り崩し、繰入金として受け入れたための増でございます。

次ページをご覧ください。

歳出になります。総務費が大幅に減とはなっておりますが、歳入と同様に打ち切り決算に伴いまして那珂久慈流域下水道事業に係る維持管理負担金6,204万7,500円が未払金となっておりますが、今年の4月に未払金として支出しております。

下水道事業会計の歳出差引額の4億4,070万9,733円は企業会計への引継金となっております。

続きまして3ページ、次のページをご覧ください。

歳入になります。歳入につきましては、ご覧のとおりでございます。分担金及び負担金の大幅増がございますが、令和元年度に酒出地区が約300戸賦課となっているためでございます。その分の収入増となっております。

続きまして歳出になります。最後のページになります。

歳出総額はご覧のとおりとなっております。歳出につきましては農業集落排水整備事業費が大幅減となっておりますが、工事費の減少によるものでございます。続きまして災害復旧費でございます。昨年10月の台風19号により、神崎額田地区ならびに戸多北部地区の施設関係が被災しておりまして、その復旧に係る支出となっております。農業集落排水整備事業特別会計の歳入歳出差引額の1億7,861万6,873円は公営企業会計への引継金となっております。

以上が令和元年度の決算状況報告になります。よろしく願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。

下水道事業、それから農業集落排水特別会計のですね、今までとは記帳方式が変わったものですから、ちょっとまた分かり難い気がしますけれども、以上のような形で、令和元年度の決算が出来上がったという形になっております。

何かご質問等がございましたら。

決算状況ですので戻るわけにはいかないですからね。よろしいでしょ

うかね。

それでは、以上で、全ての議事はすべて終了いたしましたので、議長の席を降ろさせていただきます。事務局の方に運営をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

勝山会長、ありがとうございました。議事進行ありがとうございました。

最後に、その他でございます。

委員の皆さまから、関連して何かございましたら、ご発言をいただければとお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、最後に次回のご説明なのですが、課長からの説明の中にもありましたとおり、次回は全体計画の見直しにつきまして、諮問をさせていただきます。具体的な内容はただいまお示ししたものをそのまま諮問する形を考えさせていただきます。これにご異議がないかどうか、ご異議があるとしたらどのような点かというのを、後日文書にて確認させていただきながら答申の案をまとめてまいりたいと思います。文書でのやりとりになるかと思いますが、ご不明な点がございましたら、この後でも結構ですし、電話いただいても結構ですので、ご連絡いただければ幸いです。

今のところの予定なのですが、課長からの説明にもありましたとおり、2月中旬、事務局の案では18日ないし19日頃としておりますが、この後、会長様をはじめ、みなさん方、関係する方と調整しながら進めてまいりたいと思いますので、変更する可能性もありますので、その際はご了承いただければと思います。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第31回那珂市下水道事業審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。